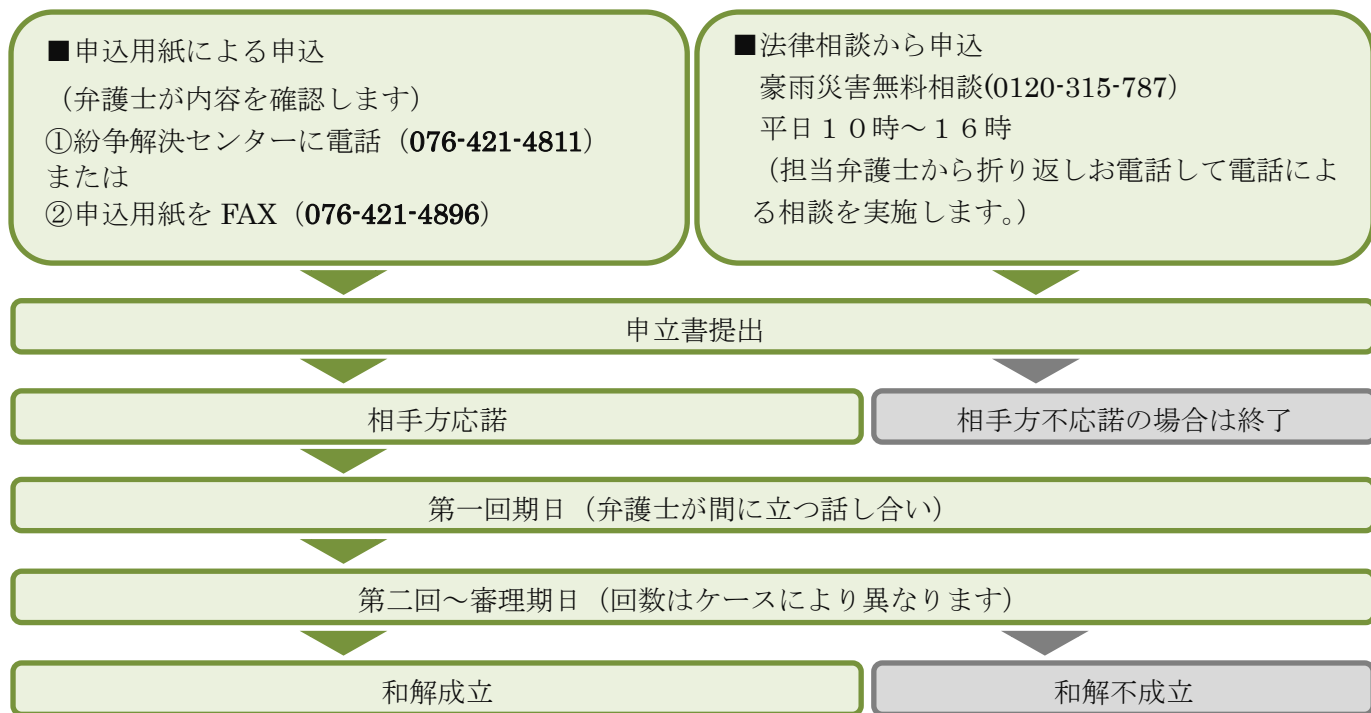


災害ADRの流れ



災害ADRの費用

■ 申立手数料・・・無料（一般のADRでは1万円＋消費税）

■ 成立手数料・・・原則として、下表のとおり解決額に応じて算出された金額を申立人と相手方で折半して負担していただきます（一般のADRの半額）。和解が成立しないときは発生しません。

解決金	割合
100万円以下の場合	4万円＋消費税
100万円を超え300万円以下の場合	2.5%＋1万5000円＋消費税
300万円を超え3000万円以下の場合	1.5%＋4万5000円＋消費税
3000万円を超え3億円以下の場合	1%＋19万5000円＋消費税
3億円以上の場合	0.5%＋169万5000円＋消費税

※申込を希望する場合は下記申込用紙へ記入し、切り取らずにFAX送信あるいは郵送してください。

富山県弁護士会 紛争解決センター 御中（FAX：076-421-4896）

★災害ADR申込用紙（申込人の連絡先は、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。）

申 込 人	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな			
	住所	〒			
	連絡先	電話番号		携帯	
相 手 方	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな			
	住所	〒			
	連絡先	電話番号		携帯	
紛争 類型	☐ 雇用関係 ☐ 借地借家 ☐ 近隣問題 ☐ 建物やアパート等の修繕 ☐ 損害賠償 ☐ その他				

【相談日】 年 月 日 【相談場所】 【相談担当弁護士名】

〈紛争解決センター記入欄〉

受付番号	受付日時	年	月	日	時	分	受付担当者
------	------	---	---	---	---	---	-------

災害 ADR

Alternative Dispute Resolution (裁判外紛争解決手続)

～豪雨災害で発生したさまざまなトラブルの早期・円満な解決をめざします～

令和8年8月27日からの豪雨によって、建物や土砂が流出したり、仕事に支障が出たりしたため、復旧・修繕、賃貸借、解雇や休業などでご近所や契約先・仕事先などとの間でトラブルが起こっていませんか？

弁護士会の調停（災害ADR）は、民事上のもめごとについて、中立の弁護士があっせん人として当事者双方のご意見をよく聞いて、話し合いでもめごとの円満な解決をめざすものです。

災害ADRは裁判よりもスピードが速く、柔軟性のある解決ができます。
東日本大震災や各地の豪雨・台風災害の際にも、数多く利用されました。

どんなときに使えるの？

令和8年8月27日からの豪雨災害を原因として発生したあらゆる種類のトラブルの解決にお使いになれます。

費用はどのくらいかかるの？

申立手数料、相手方手数料、あっせん弁護士の旅費出張日当の費用負担は不要です。
解決した場合には成立手数料が発生します。詳しくは裏面をご覧ください。

時間はどのくらいかかるの？

申立→審理開始→審理期日→
双方が納得できる解決
2ヶ月程度の早期解決をめざします。

富山県弁護士会紛争解決センター

住 所 富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館

電 話 076-421-4811

FAX 076-421-4896

氷見市、高岡市など、災害の現場に近い場所やWEB会議（リモート）で話し合いの手続を開くことが可能な場合があります。
遠慮なくご相談ください。